

一般社団法人 サービス連合情報総研
理事会運営規則

施行：2018年1月19日

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人サービス連合情報総研（以下「当法人」という。）の定款第39条の規定に基づき、当法人の理事会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第3条 理事会は、定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
 - (5) 規則及び規定・規程類の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げるその他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受
 - (2) 多額の借財
 - (3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (4) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (5) 理事又は監事がその任務を怠ったため、当法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除

(報告)

第4条 理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、あるいはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実あるいは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(開催)

第5条 通常理事会は、3か月に1回以上の頻度で開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）

第101条第2項に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(決議)

第6条 理事会の決議は、議決に加わることができる総理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(招集)

第7条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、第5条第2項第3号により理事が招集する場合及び第5号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、第5条第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(出席の有無の届出)

第8条 理事及び監事は、理事会の招集通知を受けたときは、その出席の有無を示す書面（別紙：様式3「出欠票」）を予め招集権者に届けなければならない。

(議長)

第9条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が議決に加わることができない議事については、代表理事以外の理事の中から議長を選出する。

(出席状況の報告)

第10条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事及び監事の出席状況を理事会に報告しなければならない。

(定足数)

第11条 理事会は、総理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議題の付議)

第12条 議長は、招集通知若しくは理事会開始時に通知される議事次第に従い議事を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第13条 議長は、議題付議の宣告後、理事又は監事に対し、当該議題事項について報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合、理事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 理事又は監事は、報告又は議案の説明に際し、書面等を出席者へ配布すること若しくは閲覧させることができる。この場合、開催前日までに書類又は電磁的記録を業務執行理事へ提出しなければならない。そのうえで、業務執行理事が配布若しくは閲覧の準備を整えることとする。

(決議の省略)

第14条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第15条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、「一般法人法」第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(採決の方法)

第16条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決することができる。ただし、代表理事を選定する議案を採決するときは、候補者ごとに採決するものとする。

3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。ただし、前項のただし書きの場合は、挙手によるものとする。

4 議長は、採決に先立って議題、議案、自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

5 議長は、採決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(監事の出席)

第17条 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第18条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(延期又は続行)

第19条 理事会を延期又は続行する場合は、理事会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに役員に通知しなければならない。

(閉会)

第20条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第21条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の「一般法人法」施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から

10年間主たる事務所に備え置く。

2 議事録の作成は、業務執行理事がこれにあたる。

(議事録の配布)

第22条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料類を配布して、議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。ただし、その対応を業務執行理事に一任することもできる。

(改廃)

第23条 本規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規則は、2018年1月19日から施行する。

20●●年度 第●回理事会

出欠票

20●●年●月●日(●)までにお送りください。

FAX: 03-5919-1876

E-MAIL: kanda@joho-soken.or.jp

次に示す「1」・「2」のいずれかを選択のうえ、□にチェック印(✓)を入れてください。

1. 出席 理事(監事)本人が出席します。

2. 欠席 理事(監事)本人は欠席します。

次の太枠内に必要事項を記載し、押印願います。

記入日: _____年_____月_____日

理事(監事)氏名: _____ 印 (本人認印)

お問い合わせ先

一般社団法人サービス連合情報総研 事務局 担当: 神田

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階

TEL: 03-5919-1785 FAX: 03-5919-1786

E-MAIL: kanda@joho-soken.or.jp